

○交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償要綱

昭和 49 年 3 月 28 日

埼例規第 11 号・交指

警 察 本 部 長

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償要綱の制定について（例規通達）

交通事故による負傷者を医療機関に搬送した者に対して、一定の報償金を交付することによって負傷者の迅速適正な救護活動を推進するため、別添のとおり「交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償要綱」を制定し、昭和 49 年 4 月 1 日から実施することとしたから、部下職員に周知徹底を図り適正な運用に努められたい。

別添

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、交通事故による負傷者（以下「負傷者」という。）の救護の促進を図るため、負傷者を医療機関に搬送した者（以下「搬送者」という。）に対する報償金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱において「交通事故」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定する交通事故によつて人が負傷した事故及び列車等の関係する踏切における負傷事故をいう。

(適用区域)

第3 この要綱は、埼玉県内において発生した交通事故について適用する。

(報償金の交付対象者)

第4 報償金は、搬送者のうち、次に掲げる者以外の者に交付する。

- 1 交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員及び旅客以外の同乗者
- 2 警察職員及び消防吏員（ただし、勤務を離れ、私人として私有車両等によつて搬送した場合を除く。）
- 3 負傷者の親族
(事故当事者の親族及び使用者又は雇主を含む。)
- 4 医療機関の救急業務従事者
- 5 その他報償金を交付することが適当でないと認められるもの。

一部改正〔平成12年第65号〕

(報償区分等)

第5 報償区分、決定基準及び報償金額は、別表のとおりとする。

(搬送行為の調査等)

第6 交通事故を捜査した警察官は、搬送行為によつて搬送者の被服・車両の座席等が汚損又は破損した状況を調査し、搬送調査報告書（様式第1号）に必要な事項を記載し、署長に報告するものとする。

一部改正〔昭和59年第29号〕

(上申手続)

第7 署長は、第6の規定による搬送調査報告書を受理し、この要綱に定める報償事案に該当すると認めるときは、搬送者報償上申書(様式第2号)により速やかに交通部交通捜査課長を経て警察本部長に上申するものとする。

一部改正〔平成12年第65号、20年第922号〕

(審査)

第8 警察本部長は、上申事案についてその内容を審査し、報償金交付対象者と認めるときは、報償金の額を決定する。

(報償金決定通知等)

第9 上申事案に対する報償金額を決定したときは、上申した所属長に報償金決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 報償金決定通知書(様式第3号)により通知を受けた所属長は、所定の手続により速やかに搬送者に報償金を交付しなければならない。

全部改正〔昭和53年第36号〕

実施日

この要綱は、昭和49年4月1日から実施する。

実施日 (昭和53年12月1日埼例規第36号・交企)

この例規通達は、昭和53年12月1日から実施する。

実施日 (昭和59年10月19日埼例規第29号・務)

この例規通達は、昭和59年11月1日から実施する。

実施日 (平成8年9月12日埼例規第47号・務)

この例規通達は、平成8年9月12日から実施する。

実施日 (平成12年9月29日埼例規第65号・総)

この例規通達は、平成12年10月1日から実施する。

実施日 (平成20年3月31日務第922号)

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

【別表及び別記様式省略】